

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																									
<p>布施北高等学校</p>	<p>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="498 533 1635 800"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>98.53㎡</td> <td>食堂（厨房）</td> <td>(注1) 227,260円</td> <td>(注3) 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>3台</td> <td>自動販売機</td> <td>(注2) 60,940円</td> <td>(注3) 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「202,280円」のまま放置されていた。 (注2) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「69,330円」のまま放置されていた。 (注3) 公有財産台帳では、許可期間が「平成28年4月1日から令和3年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>また、行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="498 1178 1635 1329"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>42.50㎡</td> <td>作業員休憩用及び報告書作成用並びに委託業務に必要な資機材置場</td> <td>免除</td> <td>令和3年2月1日から 令和6年1月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	98.53㎡	食堂（厨房）	(注1) 227,260円	(注3) 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	建物	3台	自動販売機	(注2) 60,940円	(注3) 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	42.50㎡	作業員休憩用及び報告書作成用並びに委託業務に必要な資機材置場	免除	令和3年2月1日から 令和6年1月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																							
建物	98.53㎡	食堂（厨房）	(注1) 227,260円	(注3) 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで																							
建物	3台	自動販売機	(注2) 60,940円	(注3) 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで																							
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																							
建物	42.50㎡	作業員休憩用及び報告書作成用並びに委託業務に必要な資機材置場	免除	令和3年2月1日から 令和6年1月31日まで																							
<p>措置の内容</p>																											
<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載を行った。 検出事項の原因は、公有財産規則等における使用許可等について、事務室担当者が公有財産台帳への登載を失念していたこと、及び登載状況の事後確認の不足にある。 再発防止に向けて、複数の職員で公有財産台帳の登載状況について定期的な確認を行うことによりチェック体制を強化した。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>																											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月26日）